

介護保険の福祉用具購入費を申請される方へ

1. 介護保険福祉用具購入費について

福祉用具購入費の支給は、福祉用具購入が在宅の要介護（要支援）被保険者の日常生活の自立を助けるため必要と認められた場合に行います。

介護保険の要介護認定・要支援認定を受けた被保険者が、都道府県知事の指定を受けた特定福祉用具販売事業所から特定福祉用具（表1）を購入された場合には、申請により負担割合に応じて購入費用の9割、8割又は7割が保険から支給されます。

1年間の上限額は10万円まで（消費税含む）で、支給方法は償還払いと受領委任払いがあります。※受領委任払いでは、被保険者は購入費の1割、2割、3割を販売事業者に直接支払い、町が残りの9割から7割を販売事業者を支払います。

※注 1年間に同一種類の福祉用具を購入した場合は給付の対象となりません。

ただし、破損、要介護状態の変化等の場合はこの限りではありません。その場合は購入前に必ずご相談下さい。購入理由を事前に審査し、給付対象となる正当な理由と認められた場合のみ給付対象となります。なお、購入理由が記載された理由書が必要です。（居宅サービス計画書の写しは不可。）

（表1）福祉用具購入費給付対象となる特定福祉用具の種目

種目	性能
腰掛便座	次のいずれかに該当するものに限る。 1 和式便器の上において腰掛式に変換するもの。 2 洋式便器の上において高さを補うもの。 3 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの。 4 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器。 （居室において利用可能であるものに限る。）
自動排泄処理装置の交換可能部品	レシーバー、チューブタンク等のうち、尿や便の経路となるもので、容易に交換できるもの。
入浴補助用具	1 入浴用いす 座面の高さが概ね35cm以上のもの又はリクライニング機能を有するものに限る。 2 浴槽用手すり 浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る。

	<p>3 浴槽内いす 浴槽内において利用することができるものに限る。</p> <p>4 入浴台 浴槽の縁にかけて浴槽の出入りを容易にすることができるものに限る。</p> <p>5 浴室内すのこ 浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る。</p> <p>6 浴槽内すのこ 浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る。</p> <p>7 入浴用介助ベルト 居宅要介護者等の身体に直接巻き付けてしようするものであって浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限る。</p>
簡易浴槽	<p>空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるもの。 硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含むものであり、また居室において必要があれば入浴が可能なものに限られる。</p>
移動用リフトのつり具の部分	<p>身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること。</p>
排泄予測支援機器	<p>膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に通知するもの。</p>

2.介護保険の福祉用具購入費支給の申請手続について

介護保険の福祉用具購入費支給の申請は、償還払い又は受領委任払いにより、福祉用具購入に係る費用を支払った後に行ってください。申請には以下の書類が必要です。

- ① 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書
- ② 委任状（支払い方法にかかわらず必要です）
- ③ **介護支援専門員**が記入した理由書（福祉用具購入費が必要である理由が明記されており、同意署名のある居宅サービス計画書の写しでも可。同種複数購入の場合は不可）
- ④ 購入した福祉用具のパフレットの写し（破損等により再購入の場合は破損した福祉用具の写真等、浴室内すのこ購入の場合は設置後の写真と寸法のわかる資料が必要）
- ⑤ 領収書（原本） 購入した福祉用具の種類、金額等が明記されているもの。

申請の手続き場所・お問い合わせ先

府中町福祉保健部高齢介護課介護保険係

TEL 082(286)3235